

【修正日】 令和 8 年 2 月 13 日

【修正箇所】

項目：O

「書籍提出先及びお問い合わせ先」を「書類提出先及びお問い合わせ先」に修正しました。

提出先及びお問い合わせ先メールアドレスを「iac-innov-hr@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp」に変更しました。

【修正日】 令和 8 年 1 月 14 日

【修正箇所】

項目：L. (3)

海外における大学発スタートアップの立上げや育成に関して取り組める事項と抱負を記載した書面

※ 医薬品・医療機器開発等のライフサイエンス分野を希望する場合は、
を削除しました。

京都大学 成長戦略本部統括事業部イノベーション領域
特定職員（特定有期雇用職員）公募要領

令和 7 年 11 月 26 日

<p>A. <u>職種</u>:</p> <p>特定職員（特定有期雇用職員）</p>
<p>B. <u>募集人員</u>:</p> <p>若干名</p>
<p>C. <u>所属先及び勤務場所</u>:</p> <p>京都大学 成長戦略本部 統括事業部 イノベーション領域 京都大学吉田キャンパス 国際科学イノベーション棟（所在地：京都市左京区吉田本町） https://iac.kyoto-u.ac.jp/access/</p> <p>※なお、医薬品・医療機器開発等のライフサイエンス分野担当の場合は、 勤務場所が、京都大学医学部附属病院西構内 メディカルイノベーションセンター （所在地：京都市左京区聖護院川原町 53）になります。 https://www.kumbl.med.kyoto-u.ac.jp/about/access/</p> <p>※採用後、業務および適正に応じて成長戦略本部内での異動の可能性あり ※大学が在宅勤務を許可又は命じた場合は自宅等</p>
<p>D. <u>職務内容</u>:</p> <p>成長戦略本部統括事業部イノベーション領域において、特定職員（イノベーションプロデューサー・産学連携担当）として着任いただきます。主に学内研究シーズの社会実装に向けた戦略を立案・実施、また、「組織」対「組織」の包括連携及び大型共同研究プロジェクト（以下、「産学共同プロジェクト」）を企画・組成し、マネジメントしていただきます。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 学内の研究動向を調査分析・把握し、特徴ある研究シーズ（以下、「研究シーズ」）を持つ研究者を探索、学術情報を収集する業務2. 企業側の新事業・研究開発等のニーズを把握し、研究シーズを持つ研究者とマッチングして、組織対組織の産学共同プロジェクト（包括連携、大型共同研究、産学共同研究部門等）を組成する業務

3. 産学共同プロジェクト組成のための体制整備、環境整備の企画立案、学内の調整、プロジェクトの立上げ運用に関する業務全般（契約業務を含む）
4. 企業や教員と連携し、産学共同プロジェクトの運営支援や研究や連携の拡大、社会実装を支援する業務全般
5. JST、AMED、NEDO 等の政府予算による大型の研究開発プロジェクトの組成と運営
6. 人材育成のための各種教育活動への寄与（大学院生・若手教員へのキャリア教育やメンタリング等）
7. その他、統括事業部 イノベーション領域関連業務

なお、本職務を担当する特定職員には、「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」が適用されます。

E. 応募資格等:

必須要件：

1. 大学の研究成果の社会実装への高い意欲を持つ方
2. 業務遂行に必要な調査力、企画力、コミュニケーション力、交渉力、語学力（英語等の外国語を含む）、文章力、プレゼンテーション力を有する方
3. 協調性に優れ、組織的な業務遂行に必要な調整能力、コーディネーション能力を有する者
4. PCスキル（ワード・エクセル・パワーポイント）を有する方

なお、以下の要件を満たす方が望ましいですが、必須ではありません。

- ・ 以下の（１）～（２）のうち、少なくとも１つの職務経験を持つ方
 - （１）民間企業で研究開発、経営企画、技術企画、技術営業・マーケティングなどの業務の経験を持つ方
 - （２）民間企業で新規事業の企画・立ち上げの経験を持つ方、ないし、大学・研究機関・TLO等において産学連携推進業務の経験を持つ方、あるいはそれらに相当する経験を持つ方
- ・ 自然科学系分野（医・歯・薬・理・農・工・環境系・情報系等）の修士又は博士の学位を有している者
- ・ アカデミアと企業との間の共同研究開発契約などの契約実務経験の豊かな方

求める人物像：

- ・ 本学の研究者に敬意を持ち、その研究の発展に貢献しようという熱意のある方
- ・ 産学連携オープンイノベーションに興味のある方
- ・ 産学共同研究をマネジメントした経験のある方
- ・ 特許の出願及び中間処理の実務経験の豊かな方
- ・ コミュニケーション能力を有する方
- ・ チームワークを大切にして業務に取り組むことができる方

F. 雇用期間:

令和8年1月以降（応相談）から令和9年3月31日まで

※雇用期間満了後、更新する場合あり。ただし、通算10年を限度とします。

契約の更新は、雇用期間満了時の業務量、勤務成績、態度、能力、従事している業務の進捗状況、経営状況等を勘案して判断します。

※成長戦略本部の人員計画・予算計画に基づき、雇用期間満了後に、能力及び実績により専門職（任期を付さずに雇用する職種）への登用を検討する場合があります。

G. 試用期間:

あり（6か月）

H. 勤務形態:

月曜日～金曜日（週5日）フレックスタイム制

※フレックスタイム制に基づき、始業及び終業の時刻は労働者の決定に委ねられています。ただし、次のとおりコアタイム等の設定があります。

<ul style="list-style-type: none"> ・コアタイム : 10:00～15:00 (休憩時間: 12:00～13:00) ・フレキシブルタイム: (始業) 7:00～10:00 (終業) 15:00～22:00 ・標準勤務時間 : 1日あたり7時間45分 <p>※所定時間外労働の有無: 有 休日: 土・日曜日、祝日、年末年始、創立記念日 その他、本学の規定に基づき年次有給休暇を付与</p>
<p>I. <u>給与等</u>:</p> <p>本学支給基準に基づき、能力・経歴等を勘案し決定します(年俸、月額制)</p>
<p>J. <u>手当等</u>:</p> <p>超過勤務手当以外の諸手当・賞与・退職手当等の別途支給はなし</p>
<p>K. <u>社会保険</u>:</p> <p>文部科学省共済組合、厚生年金、雇用保険および労災保険に加入</p>
<p>L. <u>応募方法及び必要書類</u>:</p> <p>以下の(1)～(3)の応募書類(様式自由)を郵便又はEメールにて、下記提出先に提出ください。</p> <p>(1) 写真貼付の履歴書 ※ 学歴及び職歴のほか、連絡先(住所・電話番号・E-mailアドレス)を忘れずご記入ください。 ご連絡は、ご記入頂いた連絡先に行います。</p> <p>(2) これまでの業務及び業績説明等を記載した職務経歴書</p> <p>(3) 学内研究シーズの社会実装及び産学共同プロジェクトの企画・マネジメントに関して取り組める事項と抱負を記載した書面</p> <p>≪郵便の場合≫ 封筒の表に「特定職員(イノベーションプロデューサー・産学連携担当)応募」と朱書き願います。なお、郵送等した書類が本学に到着しているかどうかの個別の問合せには応じませんので、各自で郵便追跡サービスなどをご利用ください。</p> <p>≪Eメールの場合≫ メール件名は「特定職員(イノベーションプロデューサー・産学連携担当)応募(氏名)」としてください。なお、応募書類はPDFにてご送付ください。</p>
<p>M. <u>応募締め切り</u>:</p> <p>採用者が決定した時点で募集を締め切ります。</p>
<p>N. <u>選考方法</u>:</p> <p>選考は、以下の2つのステップで実施します。</p> <p>(1) 第1次選考 書類審査 (2) 第2次選考 本学にて面接審査(書類審査合格者のみ)</p> <p>※ 面接審査は、本公募では原則として1回の実施を予定していますが、面接の結果、追加面接を同日又は別日に実施させていただく場合があります。</p> <p>※ 面接日時等の詳細は、対象者に電話又は電子メールでご連絡します。なお、面接場所は京都大学吉田キャンパス(所在地: 京都府京都市左京区)となります。</p> <p>※ 面接時の交通費は自己負担となりますので、予めご了承ください。</p>

O. 書類提出先及びお問い合わせ先:

〒606-8507 京都市左京区聖護院川原町 53 メディカルイノベーションセンター2 階
京都大学 成長戦略本部 統括事業部 イノベーション領域（アライアンス）（担当：鈴木）
E-mail : iac-innov-hr*mail2.adm.kyoto-u.ac.jp（「*」を「@」に変えてください。）

P. その他:

- ・選考過程及び採否の理由については一切お答えいたしかねます。
- ・提出していただいた書類は、採用審査にのみ使用します。
- ・正当な理由なく第三者への開示、譲渡および貸与することは一切ありません。
なお、提出いただいた書類は返却しませんので、予めご了承ください。
- ・京都大学は男女共同参画を推進しています。多数の女性の積極的な応募を期待します。
- ・京都大学では、すべてのキャンパスにおいて、屋内での喫煙を禁止し、屋外では、喫煙場所に指定された場所を除き、喫煙を禁止するなど、受動喫煙の防止を図っています。